

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて

市民生活部 環境課

1 事業系一般廃棄物の取扱いについて

事業系一般廃棄物は、一般家庭から生じる家庭系ごみとは異なり、事業活動に伴って生じた廃棄物です。処分に当たっては、事業者が直接太平洋セメント株式会社に搬入したり、一般廃棄物収集運搬許可事業者に委託して搬入したりしています。

市は太平洋セメント株式会社に処理費用を支払うとともに、事業者から処理手数料を徴収しています。

2 現状と課題

現在、本市の事業系一般廃棄物処理手数料は10キログラムにつき250円です。可燃ごみの処理は太平洋セメント株式会社で資源化処理を行っており、処理費用は従来の1トン当たり44,000円から47,300円に改定となりました。そのため、今年度から処理手数料による歳入と処理費用による歳出の差が大きくなり、市の財政負担が増加しています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者自らの責任で廃棄物を適正に処理する必要があるため、受益者負担を考慮した処理手数料の設定が求められます。

3 処理手数料改正の経過

改正時期	処理手数料 (10キログラム)	主な改正理由
平成15年3月まで	90円	-
平成15年4月	230円	実処理経費との格差が大きくなっているとともに、近隣市町村との均衡を図るため
平成26年4月	240円	消費税率改定のため
令和元年10月	250円	消費税率改定のため

4 処理手数料改正の方向性

本市の財政負担を軽減し、より健全な財政運営を推進するため、処理手数料の増額に向けた見直しを検討します。なお、全国的にも処理費用のすべてを手数料で賄うのではなく、一定程度を税で負担しているのが一般的であること等を考慮し、検討を進めます。

(裏面へ)

5 処理手数料改正による影響

市においては、財政負担の軽減を図ることができるとともに、排出量の抑制効果が想定されます。事業者においては、処理手数料の負担額が増額となることから、不法投棄が増加することが懸念されます。よって、引き続き十分な周知を行う必要があります。

6 今後の予定

令和9年1月	日高市環境審議会において諮問・答申 日高市議会全員協議会において報告
3月	令和9年第1回（3月）日高市議会定例会に日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案を提出予定
10月	日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案を施行予定